



## 成人式を迎える皆さん、消費者トラブルに注意！

20歳になると自分の判断で契約できますが、契約が成立すると原則として取り消すことができません。社会経験の少ない若者が巻き込まれる消費者トラブルが増えています。

### 主な事例

- 昨今の就職不安に付け込んだ商法が増えています。就職に有利といって英会話教室やビジネス教室、自己啓発セミナーなどの強引な勧誘が増加しています。アンケートがきっかけになることが多いので、注意しましょう。
- サイドビジネスに興味はないか、勝ち組になろうと販売組織に誘い込み、高額な商品売り付けて、さらに会員を勧誘するように強要する悪質な「マルチ商法」が目立っています。被害に遭うと経済的な損害を被るだけでなく、友人関係が壊れてしまうことがあります。
- インターネットショッピングやオークションなどで代金を支払ったのに商品が届かない、相手との連絡が取れないといったトラブルが多発しています。インターネットショッピングは自己責任が基本です。信用できる相手かどうか、支払い方法、返品・交換についてよく確認しましょう。
- 手軽だからとクレジットやローンを多用していると、後で支払えなくなることがあります。「支払えない」は解約の理由になりません。

### 契約する前によく考えて

- ◎**本当に必要なものかどうか？**→いらないければきっぱり断りましょう。曖昧な返事はトラブルのもとです。
- ◎**支払えるか？**→自分の収入に合わせて、欲しくても支払いが困難なら諦めましょう。

消費生活に関するご相談は  
牛久市消費生活センターへ

<相談日>

月～金曜日(午前9時～午後4時)

<問い合わせ>

牛久市消費生活センター

☎830-8802 FAX830-8803

## みんなの 農業

～うしくスタイル～

## 農業体験ではじける笑顔！

恒例の中学生職場体験。数ある職業の中から「面白そう」と農業にトライしたのが、牛久第一中学校2年生、飯島永梨香さん、細谷芹菜さん、国分翔さん、藤谷信さん、そして大石健太郎さんの5人です。

受け入れ農家の中山みついさん(遠山町)が考えたスケジュールは盛りだくさん！午前中にキャベツや玉ネギの苗を植え、ホウレン草の種まきを体験した後、お昼ご飯は中山さんの育てた野菜でカレー作り。そして午後には、サツマ芋、ネギ、小かぶ、白菜と、たくさんの野菜を収穫しました。特に畑で小かぶをかじる経験は、採れたての甘さやみずみずしさとともに、中学時代の思い出としてしっかりと心に刻まれたことでしょう。

わいわいとにぎやかに収穫する様子を温かく見つめる中山さんは、「少しでも多くの子どもに農業の魅力を伝えたい」と、今後も農業体験を受け入れていくそうです。



問い合わせ 市農業政策課 ☎内線1521、1522